

岩手県告示第208号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づく通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路の指定を次のとおり解除する。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定を解除する道路の種類、路線名及び区間

種 類	路線名	区 間
一般国道	107号	奥州市江刺区梁川字四ツ蠟288番2地先から字石刃73番1地先まで（別紙図面のとおり。）

2 指定を解除する期日 平成25年4月1日

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部道路環境課及び県南広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。